福

○電線共同溝を整備すべき道路とし

て指定した件

<u></u>

○道路の区域を決定する件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告 示

○公金の収納の事務を委託した件 ○大規模小売店舗立地法により県が ○大規模小売店舗立地法第六条第 項の規定により変更の届出があっ

報

○地籍調査の成果について認証した 意見を述べた件二件

쯸

쯸

C福島県警察本部 般競争入札を行う件

公

○平成二十一年度福島県職員採用選 考予備試験を実施する件

)特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があった件

쯸

○福島県危険物の取扱作業の保安に

関する講習を行う件 <u></u>

○障害者自立支援法による指定障害 福祉サービス事業者を指定した件 盟

○飼料の試験の結果の概要を公表す

膃

끄

亦

福島県告示第四百三十号

公金の収納の事務を次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により

平成二十一年七月三日

委託した事務の範囲及び内容

福島県庁舎外来駐車場使用料の収納の事務

受託者の名称及び所在地

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号 アマノマネジメントサービス株式会社

> 福島県知事 佐 藤 雄 平

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

三 収納の事務を委託する期間 平成二十一年七月一日から平成二十六年六月三十日まで

(施設管理課)

福島県告示第四百三十一号

情報室に備え置いて縦覧に供する 県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民 月三日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年七 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

大規模小売店舗の名称及び所在地

쯫

蓬莱ショッピングセンター 福島県福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか

変更した事項

рц

売

(変更前)別紙変更した事項 (のとおり 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更後)別紙変更した事項⑴のとおり

ては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 別紙変更した事項口のとおり

(変更後)別紙変更した事項口のとおり

三 変更した年月日

届出年月日 平成二十一年四月二十 九日

兀

平成二十一年六月二十五日

Ŧi. 届出をした者

株式会社蓬莱ショッピングセンター 株式会社いちい

株式会社ダイユーエイト

「別紙」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十二号

政課に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 一年七月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 「法」という。) 第八条第四

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐 藤 雄 平

路

線 名

区

間

(メートル) 地

メート

ル

長

敷

0)

幅 員 延

ヨークタウン郡山堤下 福島県郡山市堤下町一番地 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

自転車道線 松熱塩温泉 県道会津若

丁目八〇番地先まで

市豊川町米室字押切南

番二地先から

喜多方市慶徳町新宮字桜本

八

 $\exists \cdot$

四六一・

七

(道路計画課)

福島県告示第四百三十三号

十一年七月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成一 に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

平成二十一年七月三日

報

福島県知事 佐 藤 雄 平

リオン・ドールガーデン船引 福島県田村市船引町字川代七十八番地ほか 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

市の地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 会津若松

福

福島県告示第四百三十四号

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

調査を行った者の名称

会津若松市

成果の名称

会津若松市神指町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百三十五号

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 平成二十一年七月三日 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県告示第四百三十六号

規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第 項の

福島県知事

佐

藤

雄

平.

平成二十一年七月三日

一般国道一一四号	路線名
字権現堂字町場一一一番一地先までの下り線双葉郡浪江町大字権現堂字新町四八番一地先から同郡同町大権現堂字町場五四番二地先までの上り線板建立字町場五四番二地先までの上り線	区

(道路計画課)

公告第三百七十四号

平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。 平成二十一年七月三日

福島県知事 佐 藤

雄 平.

試験を実施する職種

船舶(機関)、電気に関する技術職

試験期日 平成二十一年八月 十日

受験申込受付期間

平成二十一年七月七日 (火) から同年八月七日 金) まで(土曜日、 日曜日及び同

報

平成二十一年六月二十三日申請のあった年月日

三

代表者の氏名

特定非営利活動法人会津阿賀川流域ネットワーク

名称

四

主たる事務所の所在地

福島県会津若松市西年貢一丁目七番四十五号

の根幹とも言える水環境を担う「川」を理解し、「川に学ぶ」という理念のもと、流 たち、これを構成する流域の歴史・風土・自然・生活・文化等をとおして、地球環境

この法人は、会津の振興には健全な阿賀川流域の発展が不可欠であるという認識に

して行く活動をはじめ、会津地域の活性化を図るため、阿賀川流域すべての地域活動 域の豊かな自然と清らかな水に恵まれ、優れた自然環境を健全な状態で次世代に継承 福

Ŧi.

定款に記載された目的

2

船舶 (機関)

兀

年七月二十日(月)を除きます。

受付窓口及び問い合わせ先

四) 五二一七三九一) 福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 (福島市杉妻町二番十六号

電話

0

電気に関する技術職

福島県土木部土木総室土木総務課

(福島市杉妻町二番十六号

電話

<u></u>

四

Ŧi.

人

事

課

二 一七四五一)

公告第三百七十五号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非 平成二十一年七月三日 次のとおり公告する。

雄

平

福島県知事 佐 藤

(文化振興課)

援を行うとともに、これら活動を円滑に推進するために必要な調査・研究や普及啓蒙 を結集して、普遍化に向けて産学官民の連携のもと様々な分野を越えた交流活動の支

もって良好で健全な会津地域の発展に寄与することを目的とする。

公告第三百七十六号

年度後期福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定により、平成二十

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐

藤

雄

平

(講習会場は、 受講票に記載して通知する。

- 危険物関係法令に関する事項 主として過去三年間における危険物関係法令の改正事項
- 危険物規制の要点
- 危険物の火災予防に関する事項
- びにその発生防止のための保安上の対策等 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並

講習の種別、 日時及び場所

油取扱所を除く。)の危険物施設関係(給害防止法の特定事業所石油コンビナート等災	給油取扱所関係	講習種別
午後一時三十分から午後四時三十分まで同年十月十五日(木)	平成二十一年九月十六日 (水) 午前九時から正午まで 同 年九月二十九日 (火) 午前九時から正午まで 同 年十月二日 (金) 午前九時から正午まで 同 年十月十六日 (金) 午前九時から正午まで ロ 年十月二十八日 (水) 午前九時から正午まで 日 年十月二十八日 (水)	日
い わ き 市	郡 い 福 会津 山 わ 島 市 若松 市 市 市 市 日河市	場所
	を除く。) 年十月十五日(木) 年十月十五日(木)	下関係 平成二十一年九月十六日 (水) 平成二十一年九月十六日 (水) 「日

三 受講対象 危険物施設における安全管理に関する知識 危険物施設において主として貯蔵し、又は取扱う危険物の性状等

物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの 受講手続 甲種、乙種又は丙種のいずれかの危険物取扱者免状の交付を受けている者で、

危険

福島県知事

佐

藤

雄 平

受講申請書

- 所定の受講申請書用紙を使用すること。
- 2 提出先 県民安全総室消防保安課、 受講申請書用紙は、社団法人福島県危険物安全協会連合会、福島県生活環境部 福島県地方振興局及び各消防本部 (署)で配付する。
- 団法人福島県危険物安全協会連合会 郵便番号九六〇—八〇四三 福島市中町五番二十一号 福島県消防会館 階 社

3 受付期間

	いわき市	津:	白河市	講習の場所
同	同同	,	平成二十	
年九月七日(月)から同月十八日(金)まで	八月三十一日 (月) か	四日(月)から同年九月四日	一年八月十七日(月)から同月二十八日(金)	受 付 期 間

(郵送による場合は、 受付期間内の消印があるものは有効とする。

Ŧi. 四千七百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受講申請書にはって納めること(消 受講手数料

印はしないこと。)。

六 その他

- 遅刻、中途退場等で所定の講習を受講しない者には、 講習修了の証明をしない
- 2 納付された受講手数料は、返還しない。

平成21年7月3日 金曜日

3 て先明記の返信用封筒 合会に対して行うこと。 受講申請書の請求を郵便によってする場合は、郵送料相当額分の切手をはったあ (角形二号) を同封の上、 社団法人福島県危険物安全協会連

(消防保安課)

公告第三百七十七号

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により

平成二十一年七月三日

事 宅 指 マ い ふ れ 素 援 居 ル ス あ	の 事業
四—五〇 東千石三— 〇	所 ま 業 所 の
マいふ動営特 イブスあ人活ま	の 事業
五〇石三―四―	の 所 在 地 市業者の主
七月一日平成二一年	指定年月日
行動援護	の 種 類
特定なし	者主たる対象

(障がい福祉課)

公告第三百七十八号

の試験の結果の概要を次のとおり公表する。 五十六条第七項の規定により、平成二十一年四月から同年六月までの間に収去した飼料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第

平成二十一年七月三日

栄養成分に関する検査

福島県知事

佐

藤

雄

平

4.8 0.40		6.0	4.7	17.0	平成	本宮市仁井田 本宮市仁井田 相馬デラックス 平成 17.0 4.7 6.0 4.8 0.40 0.62	本宮市仁井田	本宮市仁井田
							4月)	
							地(平成21年	
							社県中中継基	社石巻工場
						飼料)	い飼料株式会 い飼料株式会 飼料)	い飼料株式会
					4 月	用牛肥育用配合	北日本くみあ	北日本くみあ
					21年	料会津和牛(肉 21年	番地	三河町 4 番地
3.0 5.8 4.9 0.17 0.52	3.0 5.8	3.0		13.8	平成	郡山市道場13 くみあい配合飼 平成 13.8 3.0	郡山市道場413	宮城県石巻市
D				屑				
助 維 分 シウ	維		=	ん白 肪	†	(別介さり作品)	(*XV+1)	及び所在地
粗た粗脂粗繊粗灰カルりんその備考	粗脂 粗繊	推脂		粗た	製金造田		収去場所	等の名称
試験結果の概要 (%)	試験結果	武憲						製器事業場

製造事業場 等の名称

収去場所(収去年月)

飼料の名称 (飼料の種類)

螻 当 田

試験結果の概要

痽

李

その内容を示す。

及び所在地

社石巻工場

社県中中継基 地(平成21年 北日本くみあ

北日本くみあ

料会津和牛(肉 21年 用牛肥育用配合 4月

三河町 4 番地

番地

い飼料株式会

い飼料株式会

飼料)

宮城県石巻市

郡山市道場13 | くみあい配合飼 | 平成

カドミウム

鉛 水銀

# 字一里型17番 (乳牛用混合飼 21年 地	郡山市日和田 町道場2番地 1号 阿部製粉株式 会社	郡山市富久山 町久保田字下 河原101番地 三和油脂株式 会社郡山工場	世 田間()番 学 地
(乳牛用混合飼 21年 料) 5月 5月 脱脂糠 (米ぬか 平成 17.5 1.2 10.7 12.2 0.06 2.85 — 油かす) 21年 5月 5月 5月 5月 5月 5月 5月 5月 5月 5月 5月			子地福協総○月
17.5 1.2 10.7 12.2 0.06 2.85 — 16.6 4.0 9.4 4.9 0.08 1.07 —	中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脱脂糠油かす)	
1.2 10.7 12.2 0.06 2.85 — 4.0 9.4 4.9 0.08 1.07 —	平成21年6月	、平成 1 21年 5月	5月
10.7 12.2 0.06 2.85 — 9.4 4.9 0.08 1.07 —	6.6	7.5	
2.85 —	4.0	1.2	
2.85 —	9.4	10.7	
2.85 —	4.9	12.2	
2.85 —	0.08	0.06	
	1.07	2.85	
I I			
	I	I	

町久保田字下

町久保田字下

油かす)

21年 5月 郡山市富久山

郡山市富久山

脱脂糠 (米ぬか 平成

カドミウム

鈋

水銀

河原101番地

河原101番地

三和油脂株式会社郡山工場

会社郡山工場

(平成21年6

 \mathbb{H}

三和油脂株式

字--里壇17番 | 字--里壇17番 | (乳牛用混合飼 | 21年

本宮市仁井田 | 本宮市仁井田 | 相馬デラックス |平成| カドミウム

鈋

福島県酪農業

福島県酪農業

協同組合酪農総合センター

協同組合酪農 総合センター

(平成21年5

注 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養 成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。 安全性に関する検査

_	注
し、違反が認	試験結果の
められた場合	概要の欄に
合にはその検	は、違反が認る
査項目及び核	められなかっ
違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄には	試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示
)、備考の欄	その検査項目
はには	を示

町道場2番地 1号 阿部製粉株式

阿部製粉株式

会社(平成21

年6月)

郡山市日和田

郡山市日和田 特選ふすま

(ふ 平成

カドミウム

绺

水銀

町道場2番地

4 #

21年

(農業総合センター)

WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける免許端末機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

福島県警察本部長 久 保 潤 二

福島県警察本部公告第37号

要な資格の確認を受けた者であること

免許端末機器

一式(搬入、据付け、組立て、調整

- (1) 借入物品の名称及び数量 機器保守等を含む。)
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 借入期間 平成22年1月1日から平成26年12月31日まで
- 納入場所 仕様書による
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しな
- 2 停止を受けていない者であること。 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し 販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること
- 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者である
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

でに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるこ 掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年8月3日(月)午後5時ま 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県警察本部警務部会計課入札係

- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 に同じ。 3に掲げる場所
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月19日(水)午後1時30分 (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月9日 入札室(福島県福島市杉妻町5番75号) (木) 午前11時 福島県警察本部

平成21年7月3日 金曜日

- 月18日 (火) 午後5時までに必着のこと その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年8
- 入札保証金及び契約保証金
- かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ 入札保証金 入札に参加を希望する者は、 入札金額の100分の3以上の額の入札

- ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合 においては、 契約保証金 契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
- 入札の無効

入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ 人札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100
- 行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
- 契約書作成の要否
- その街 詳細は、入札説明書による
- Summary
- (1) Nature and quantity of the products for lease: Driver's license data processing system 1set
- Time limit of tender (by hand) : 1:30pm., 19 August 2009

2

- (3) Time limit of tender (by mail) : 5:00pm., 18 August 2009
- (4) Contact point for the notice: Accounting Division, Police Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151 Sugitsumacho Administration

贫 <u>=</u> 誤